

業務委託に関する郵便又は持参による入札心得

令和7年4月
都市整備部みどりの課

この入札は、定める期限内に入札書をみどりの課に郵送又は持参にて提出していただき、入札結果は定める方法によりお知らせしますので、以下を心得た上、入札に参加くださいますようお願いいたします。

- 1 入札書は郵便又は持参にて提出してください。
- 2 入札書には委託費内訳書を同封してください。
- 3 入札書は所定の様式（日本工業規格A4縦型）とし、これを入れる封筒は次の様式です。

（封筒様式）

表

契約番号
何々業務委託入札書

裏

住所
氏名
年 月 日

- 4 提出した入札書は引替・変更又は取り消しすることができません。
- 5 次の各号のいずれかに該当する入札は無効となります。
 - (1) 金額、氏名その他入札要件の確認できない入札
 - (2) 入札書中入札者の記名押印のないもの又は必要な文字を訂正した場合訂正印がない入札
 - (3) 封筒に記入してある業務委託名等と異なる業務委託名等が記入された入札
 - (4) 封筒に委託費内訳書を同封していない入札又は不備のある委託費内訳書を添付した入札
 - (5) 入札書に記載してある入札金額（税抜）と委託費内訳書の合計金額（税抜）が同額でない入札
 - (6) 予定価格を入札前に公表した入札において、予定価格（税抜）を超える金額の入札
 - (7) 同一事項につき2以上の入札をした者のした入札
 - (8) 自己のほか、他人の代理人を兼ねた者のした入札
 - (9) 2人以上の代理人となった者のした入札
 - (10) 入札に際し不正な行為があった者のした入札
 - (11) その他、入札の条件に違反した者のした入札
 - (12) 開札日の前日（行政機関の休日を除く）の午後5時15分までにみどりの課に到着しない入札書
- 6 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を入札書に記載してください。
- 7 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して7日以内に契約を締結しなければなりません。但し、市長がやむを得ない理由があると認めた場合はこの限りではありません。
- 8 見積の場合は前各項中「入札」を「見積」と読みかえてください。
- 9 入札及び契約履行については、「富士市契約規則」「富士市業務委託契約約款」「重要情報取扱特記事項」を遵守してください。
- 10 受注者の責により契約解除した場合は、契約保証金は発注者に帰属するものとします。（契約保証金を免除された場合は契約保証金に相当する額、契約保証金が損害金額に満たないときはその不足額を納付しなければなりません。）
- 11 同一の入札に参加した者に下請をさせることはできません。但し、市長がやむを得ない理由があると認めた場合はこの限りではありません。
- 12 入札回数は、予定価格の事前公表の有無に関わらず1回とします。
- 13 入札参加を辞退しようとするときは「入札辞退届」を郵便又は持参にて提出してください。
- 14 予定価格を入札前に公表した場合において、積算の結果、予定価格（税抜）以下で応札できない場合は、上記方法で入札参加を辞退してください。これにより、参加者が1者となった場合は入札を中止します。
- 15 事故若しくは不正な行為があると認められる場合などは、入札の執行を延期又は中止することがあります。

- 16 落札となるべき同額の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに「くじ引き」を行いますので、入札日当日は、連絡を受け市庁舎に来ることができる体制を整えてください。なお、代理人によってくじ引きするときは「委任状」を提出してください。
- 17 落札者には、直ちに電話連絡により通知をします。また、開札結果は郵便又は電子メールにてお知らせします。
- 18 郵便による入札の入札参加者は、以下に注意し提出して下さい。
- (1) 郵便の宛先
〒417-8601 富士市永田町 1-100
富士市役所 都市整備部 みどりの課 行き
- (2) 郵便の種類
普通郵便、書留等の種類は問いません。
- (3) 郵便の必着日時（委託担当課到着期限）
開札日の前日（行政機関の休日を除く）の午後5時15分とします。必着日時に到着していない入札書は無効となります。現場説明事項等に質疑回答日時の記載がある場合は、質疑回答日時以降に郵送してください。
- 19 持参による入札の入札参加者は、以下に注意し提出して下さい。
- (1) 持参する場所
〒417-8601 富士市永田町 1-100
富士市庁舎7階都市整備部みどりの課窓口
- (2) 持参の期限
開札日の前日（行政機関の休日を除く）の午後5時15分とします。期限に到着していない入札書は無効となります。
現場説明事項等に質疑回答日の記載がある場合は、質疑回答日の翌日（行政機関の休日を除く）から随時受領します。
- 20 郵便による入札の入札参加者は、郵送する旨をみどりの課に電話・FAX又は電子メールにてご連絡ください。なお、郵便物（入札書）がみどりの課に到着したことを確認次第、電話又は電子メールにて到着の確認をお知らせします。